

九重町告示第19号

建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領を次のように定める。

平成28年3月10日

九重町長 坂本 和昭

建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第20条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第12条及び第13条の趣旨を踏まえ、九重町が発注する建設工事（以下「町発注工事」という。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の適正な積算を促進するため、入札金額内訳書の提出及び審査等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 町発注工事に係る一般競争入札（要件設定型一般競争入札を含む。）及び指名競争入札の入札参加者は、入札書の提出と同時に入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。ただし、一度目の入札が、成立したが不落札となり、引き続き入札を行う場合にあっては、内訳書の提出は不要とする。

(提出方法)

第3条 内訳書の提出方法については、九重町電子入札取扱要領（平成19年4月16日付け九総第142号）の規定による。

(内訳書の記載内容)

第4条 内訳書の記載内容については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 土木関係工事 閲覧設計図書に示す「見積参考資料」に記載された費目、工種、施工名称、数量及び単位並びに各項目に対応する入札額の根拠とした単価及び金額とする。この場合において、土木関係工事とは、次号に記載した建築関係工事以外の工事をいう。

(2) 建築関係工事 閲覧設計図書に示す「見積参考資料」のうち、種目別内訳書及び科目別内訳書に記載された各項目及び各項目に対応する入札額の根拠とした金額とする。この場合において、建築関係工事とは、主に建築工事及び建築物及び建築物の敷地に付帯する工事（建築設備工事、外構工事、造園工事、さく井工事等）をいう。

2 入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）の際に内訳書の様式を発注者が提供した場合には、原則としてその様式を使用するものとする。この場合において、

前項の第1号又は第2号に掲げる記載内容を満たしていれば、任意の様式でも差し支えない。

3 総合評価落札方式において、発注者が内訳書の様式を提供した場合、原則としてその様式を使用するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 発注者は、内訳書の提出等について、入札公告等に記載することにより周知するものとする。

(内訳書の審査方法)

第6条 審査は、開札後、落札候補者が提出した内訳書により行う。

2 内訳書の審査にあたり、追加資料の提出は求めない。ただし、発注者が必要と認めた場合には、当該落札候補者に説明を求めることができる。

(審査基準)

第7条 落札候補者の内訳書が、次の各号に該当する場合は、九重町財務規則（昭和40年規則第2号）第102条に該当するものとして、当該落札候補者の入札を無効とする。

(1) 内訳書の全部又は一部が未提出の場合（入札公告等で指定したファイル形式（PDF形式）以外の形式で提出された場合は未提出とみなす。ただし、事前に発注者の承認を得て、九重町電子入札取扱要領で定める「媒体提出届」を添付して紙で提出された場合又は紙入札書（紙入札での参加について発注者の承認を受けたものに限る）に添付して紙で提出された場合は除く。）

(2) 入札書に記載された入札金額と内訳書の工事価格（計）欄に記載された金額が一致しない場合

(3) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各費目の合計欄に記載された金額の合計と内訳書の工事価格（計）欄に記載された金額が一致しない場合

(4) 値引き、減額等の項目が計上されている場合（スクラップ控除等マイナス計上すべきものを除く。）

(5) 土木関係工事において、工事工種体系における工種・種別（各階層区分のうちレベル3相当）以上の項目の記載が、一式で全て脱落している場合

(6) 建築関係工事において、種目別内訳書又は科目別内訳書のいずれかの項目の記載が脱落している場合

(7) その他重大な不備がある場合

(提出された内訳書の取扱い)

第8条 入札書提出期限後における内訳書の差替、追加は認めないものとする。

2 提出された内訳書は返却せず、他の入札関係書類と併せて保管する。

3 発注者は、必要に応じて、提出された内訳書を公正取引委員会等へ提出することがある。

(その他)

第9条 町発注工事の受注者となった者に対しては、工事完成後に、入札時に提出した内訳書と精算額が対照できる工事費内訳書の提出を求めることがある。なお、提出を求める工事は、発注者が入札公告等において定めたものとする。

2 入札談合に関する情報があった場合の内訳書の取扱いについては、「大分県談合情報対応マニュアル」に準拠するものとし、第6条の規定に関わらず、追加資料の提出を求める場合がある。

#### 附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。